

外貨普通預金規定(新旧対照表)  
(2024年4月1日改定)

改正後	現行
<p><u>8. (外貨現金等による受払い)</u> この預金は、外貨現金および旅行小切手による受入れ、払戻しはできません。</p> <p>(削除)</p> <p>15. (取引の制限等) (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>、もしくは<u>外為法令等</u>への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>、または<u>外為法令等</u>への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p> <p>16. (解約等) (2) (現行どおり) ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>、<u>外為法令等</u>に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>(新設)</p> <p><u>9. (外国為替相場、手数料)</u> (1) この預金口座と同一通貨の外貨現金で預入れ、または払戻しの場合には、<u>当行所定の手数料をいただきます。</u> (2) この預金口座へ預金と異なる幣種を対価として買入れた外貨を受入れる場合は当行所定の相場により換算いたします。この場合、<u>手数料をいただくことがあります。</u> (3) この預金口座から払戻した外貨を対価として預金口座と異なる幣種を売却する場合は、<u>当行所定の相場により換算いたします。この場合、手数料をいただくことがあります。</u></p> <p>15. (取引の制限等) (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>(追加)</u>、もしくは<u>(追加)経済制裁関係法令</u>への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>(追加)</u>または<u>(追加)経済制裁関係法令等</u>への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p> <p>16. (解約等) (2) (省略) ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>(追加)外為法令等経済制裁関係法令等</u>に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>